

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づき提出された意見書の概要は、次のとおりである。

平成28年11月18日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）コメリHC陸前高田店 陸前高田市米崎町川崎字202番ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社コメリ
- 3 提出された意見書の概要

計画地周辺は優良農地であり、周辺道路は農作業機械が通行する機会が多いことから、交通安全に特段の配慮・対策を講じること。

備考 本公告に係る提出された意見書については、この公告の日から起算して1月間沿岸広域振興局経営企画部及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。